

## 「メント

# 不改常典と持統天皇

中野渡 俊治

本稿は、大平・遠藤・義江各氏の報告の補助として、不改常典の問題を中心に、持統天皇に言及したものである。なお持統天皇の位置づけに関しては、義江明子氏<sup>(1)</sup>・藤堂かほる氏<sup>(2)</sup>の研究に負うところが大きい。

## 一 不改常典とは

「不改常典」とは、奈良時代以降、代々の天皇の即位宣命に現れる語句であり、天智天皇が「改~~るまし~~じき常~~の~~典」と立て賜ひ敷き賜へる法<sup>(3)</sup>」してみえる。この「不改常典の法」は、代々の天皇の即位に際して、その正当性の根拠として用いられた。しかし奈良時代においては、全ての天皇の場合ではなく、元明天皇・聖武天皇の即位宣命と、聖武天皇の讓位宣言にのみ登場する。

この「不改常典の法」の具体的な内容は、宣命中でも明確に語られることはない。そのため十八世紀の本居宣長以来、様々な解釈が提示されてきた。たとえば、①皇位繼承法、②律令法、③皇太子に關係する法、④その他（天壤

無窮の神勅」であるなど) というものである。また「不改常典の法」の制定者に関しても、①天智天皇が実際に定めたものであるとする説と、②後世になつて天智天皇に仮託して用いたとする説がある。なお『日本書紀』には、天智天皇が「不改常典の法」を定めたとする記述はない。

現状では、「不改常典の法」の内容は何らかの形での、皇位繼承に関する法であるとの見解が有力である。なお筆者は、「不改常典の法」は聖武天皇即位を確実にするために、元明天皇即位の段階で天智天皇に仮託して現れたものと考える。<sup>(4)</sup>

## 二 「不改常典の法」の中での持統天皇

「不改常典の法」の史料上の初見は、『続日本紀』慶雲四年（七〇七）七月壬子条の元明天皇即位宣命である。これは天智天皇歿後、三十五年後のことになる。ここで元明天皇は、自らの即位の事情を述べる際に、「不改常典の法」に言及している。元明天皇即位の事情は、子から母への繼承という異例なものであり、宣命中で即位に至る経緯を詳細に述べている。そこでは「閑くも威き近江大津宮に御宇しし大倭根子天皇の、天地と共に長く日月と共に遠く改るまじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法」が、持統天皇が皇位を文武天皇に譲り、ともに天下を治めてきたことの根拠として用いられている。すなわち、そもそも文武天皇が即位したのは持統天皇から譲位されたことに依るのであり、そしてこのことは、天智天皇の「不改常典の法」を承けて行われたのであるとしている。ここで「不改常典の法」は、持統天皇・文武天皇による統治および直系繼承の正当化のために用いられていることになる。

元明天皇即位宣命に統いて「不改常典の法」が用いられたのは、聖武天皇即位の場合である。周知のように、聖武

天皇は文武天皇歿時わずか七歳であったため、元明・元正の二人の女性天皇を挟んで、神龜元年（七一四）二月に二十四歳で即位した。その聖武天皇の即位宣言では、自らの即位の事情を述べる際、元正天皇の発言として、元明天皇は「不改常典の法」に基づいて、聖武天皇に皇位を確実に伝えるように、と言っていたとする。また天平勝宝元年（七四九）の聖武天皇讓位宣言においても、自らの即位は、元正天皇が「不改常典の法」により即位せよと命じたからであるとしている。

文武天皇の後継者である聖武天皇は、「不改常典の法」すなわち「天智天皇が定めた法」を持ち出すことで、即位の正当性を主張した。「不改常典の法」を軸にすると、皇位は天智天皇が定めた法により、持統天皇が文武天皇に伝え、それが聖武天皇に引き継がれたということになる。ここでは、壬申の乱に勝利し、「神にしませば」とまでいわれた天武天皇ではなく、天智天皇が定めたとする法が、即位の根拠として用いられているのである。これは、天武天皇の皇后であるとともに天智天皇の娘でもある持統天皇、およびその子孫の皇位継承を正当化することを意味する。

### 三 奈良時代の持統天皇——天智天皇とともに——

ここでは即位宣命以外での、奈良時代における持統天皇への言及をみてみたい。

まず『続日本紀』養老三年（七一九）十月辛丑条は、元正天皇が舍人親王と新田部親王に対して、皇太子首親王（のちの聖武天皇）の補佐を命じた詔である。

詔して曰く「開闢已來、法令尚し。君臣位を定めて運属くる所有り。中古に泊びて由ひ行ふと雖も、未だ綱目を彰さず。降りて近江の世に至りて、弛張悉く備る。藤原の朝に迄りて、頗る増損有れども由ひ行ひて改ること無

し。以て恒法<sup>(3)</sup>とす。是に由りて、遠祖の正典を稽へ、列代の皇綱を考ふるに、洪緒を承け纂ぐは、此れ皇太子なり。」（後略）

ここで元正天皇は、皇太子首親王が皇位繼承の適任者であることを述べるに当たって、天智天皇（「近江の世」）と持統天皇・文武天皇（藤原の朝）の時代が、法令整備の画期であるとしている。この記事は、近江令の存否や飛鳥淨御原令との関係（この詔では淨御原令には言及していない）の問題からも注目されるものである。ここでは律令編纂の問題には立ち入らないとして、天智天皇—持統天皇—文武天皇と整備されてきた法典を挙げて、皇太子首親王の存在に触れていることに注目したい。

また『続日本紀』文武天皇三年（六九九）十月甲午条には、以下のようにある。

詔すらく「天下の罪有る者を赦す。但し十惡・強窃の二盜は赦の限りに在らず。越智・山科の二つの山陵を常造せむと欲するが為なり。」

これは越智陵（齊明天皇）・山科陵（天智天皇）の修造と、そのための赦を行った記事であり、持統太上天皇在世中のことである。ここで齊明天皇陵と天智天皇陵を同時に修造したのは、天智天皇を律令国家の祭祀対象として位置づけるとともに、齊明天皇—天智天皇—天武天皇…と続く天皇系譜を具現化する意味があるとの指摘がある。<sup>(5)</sup>ここでも天智天皇は、奈良時代の諸天皇の系譜の始点として位置づけられているのである。このような意識は、聖武天皇の時代まで続く。『続日本紀』天平勝宝七歳（七五五）十月丙午条には以下のような記事がある。

使を山科（天智）・大内東西（天武・持統）・安古（文武）・真弓（草壁）・奈保山東西（元明・元正）等の山陵、及び太政大臣（藤原不比等）墓に遣はして、幣を奉りて、以て祈り請はしむ。

これは、聖武太上天皇の病氣平癒祈願のために大赦などを行った後、諸山陵に奉幣をした際の記事である。ここでは奉幣の対象として、天武天皇以下の歴代天皇に加えて、天智天皇と草壁皇子、そして藤原不比等（聖武天皇の外祖父）が含まれている。文武天皇や聖武天皇は、他の天武天皇諸皇子の系統に対し、持統天皇—草壁皇子の系統であることにより、即位している。特に聖武天皇は、天智天皇が定めたとされる「不改常典の法」を持ち出して、持統天皇から文武天皇への譲位、そして自らが文武天皇の後継者として即位することの正当性を主張しているのであり、聖武天皇即位の前提としての、持統天皇の存在は大きい。

### おわりに

奈良時代においても、天智天皇は律令制の基礎を築いた存在として重視されていた。<sup>(6)</sup> また持統天皇・元明天皇はともに天智天皇の娘であり、それぞれ孫である文武天皇・聖武天皇が即位する道筋をつけようとした。ここで登場したのが「不改常典の法」であり、これにより、奈良時代の皇位繼承は、草壁皇子の系統による直系繼承が基本となつたのである。

ただし、持統天皇から文武天皇、そして文武天皇から聖武天皇という皇位繼承路線を明言したのは、元明天皇の段階である。皇位繼承の問題など、持統天皇の構想を理解するためには、元明天皇の存在まで見通すことも必要であろう。これは今後の検討課題である。

〈註〉

- (1) 義江明子『古代王権論』(岩波書店、二〇一一年)、同「古代女帝論の過去と現在」(『天皇と王権を考える』七、岩波書店、二〇〇二年所収)。
- (2) 藤堂かほる「律令国家の国忌と廢務—八世紀の先帝意識と天智の位置づけ—」(『日本史研究』四三〇、一九九八年)、同「天智陵の營造と律令国家の先帝意識」(『日本歴史』六〇一、一九九八年)。
- (3) 以下本稿では「不改常典の法」と表記する。
- (4) 中野渡俊治「不改常典試論」(『国史談話会雑誌』五〇、一〇一〇年)。
- (5) 藤堂かほる前掲「天智陵の營造と律令国家の先帝意識」。
- (6) 中野渡俊治「奈良時代の天智天皇觀—皇統の問題から—」(『教育・研究』一一、一九九七年)。